

登録に必要な情報は、製造・輸入量に応じて異なります(表1)。

本機構では、これらの情報の収集・評価を行い、データギャップ項目の判定を行います。さらに、試験戦略についてご提案を行い、必要な試験を実施致します。

表1 製造・輸入量に応じて要求される試験項目一覧

要求される試験項目	製造/輸入量 (トン/年)				
	1~10	1~10 懸念有、 新規	10~100	100~ 1,000	1,000 以上
1.物理化学的性状					
物質の状態、融点・凝固点、沸点、比重、蒸気圧、表面張力、水溶解度、分配係数、引火点、可燃性、爆発性、自然発火温度、酸化性、粒度分布	○	○	○	○	○
溶剤中安定性、解離定数、粘度				○	○
2.ヒト健康への有害性					
皮膚刺激性、眼刺激性、皮膚感作性		○	○	○	○
変異原性		○	○	○	○
急性毒性		○	○	○	○
反復投与毒性、生殖・発生毒性			○	○	○
トキシコキネティクス			○	○	○
発がん性					○
3.生態毒性					
水生生物毒性試験		○	○	○	○
生物的分解性		○	○	○	○
加水分解性			○	○	○
分解生成物の特定				○	○
環境中運命及び挙動			○	○	○
陸生生物毒性試験				○	○
底質生物長期毒性試験					○
鳥類毒性試験					○
4.検出及び分析法				○	○
	その他情報も入手可能であれば提出する				

注) 同一試験項目でも製造・輸入量が多くなると、より長期、より多くの動物種等、要求される試験内容が変わります。

物理化学的性状については、その性状によって、有害性、生態毒性については、物質の用途、他の試験結果等によって実施不要な場合があります。

お問合せ先： 安全性評価技術研究所 評価事業部
お問合せは[こちら](#)からどうぞ